

別紙修正案

千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）（案） (平成 27 年〇月〇日（計画策定日）から平成 28 年 3 月 31 日まで)

1 背景及び目的

イノシシは古くから千葉県内に生息していたが、昭和 48 年から昭和 60 年の間は捕獲された記録がない。生息状況は未解明な部分が多いが、平成 12 年度には勝浦市、大多喜町、鴨川市、天津小湊町（現鴨川市）、鋸南町、君津市の 6 市町村で生息が確認されており、その後県南部を中心に分布が拡大し、現在では県北部においても分布拡大が認められている。

分布拡大に伴ってイノシシの捕獲数は年々増加しており、平成 26 年度の捕獲数は 17,741 頭と過去最高を記録した。一方で、イノシシによる農作物被害は深刻な状況にあり、平成 26 年度の農作物被害金額はおよそ 1 億 9000 万円と、有害鳥獣による被害総額のおよそ半分を占め高止まりの状況が続いている。

このため、県では平成 27 年 5 月に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）に基づき、捕獲・被害防除・生息環境管理等の各種対策を推進することで、管理計画の目標である農業被害金額及び被害面積の低減を目指しているが、さらなる対策の強化を図るため、既存の市町村による有害鳥獣捕獲事業に加え、県が実施主体となり指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。本事業では、イノシシの生息域の縮小または拡大防止を目的とし、生息域の外縁部および飛び地において捕獲を行うこととする。

2 対象鳥獣の種類

イノシシ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

（1）成田地域

実施区域名	実施期間
成田区域／成田・多古・芝山 区域／香取区域	平成 27 年 12 月下旬～平成 28 年 3 月 31 日 うち、捕獲作業を行う期間 平成 28 年 1 月下旬～平成 28 年 3 月上旬

（2）長生地域

実施区域名	実施期間
茂原・長柄・長南区域	平成 28 年 12 月下旬～平成 28 年 3 月 31 日 うち、捕獲作業を行う期間 平成 28 年 1 月下旬～平成 28 年 3 月上旬

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

(1) 成田地域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
成田区域	成田市西部（ユニット NT1）の一部地域。	目撃情報が出始めており、生息状況調査で痕跡が確認されたため、周辺への分布拡大を防止する必要がある。	—
成田・多古・芝山区域	成田市南東部（ユニット NT1 および NT2）、多古町北西部（ユニット TK）および芝山町北部（ユニット SB）の一部地域。	目撃情報が出始めており、生息状況調査で痕跡が確認されたため、周辺への分布拡大を防止する必要がある。	—
香取区域	香取市西部（ユニット KT1）の一部地域。	生息状況調査で多くの痕跡が発見されており、イノシシによる被害が懸念される。また、東部への分布拡大を防止する必要がある。	—

(2) 長生地域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
茂原・長柄・長南区域	茂原市北西部（ユニット M02）、長柄町（ユニット NG1、NG2）および長南町（ユニット C3）北部。ただし、狩猟期間中は鳥獣保護区および特定猟具使用禁止区域（銃器）に該当する地域。	イノシシの分布の中心である県南部と分布が連続し、分布の外縁部であるため、北部への分布拡大を防止する必要がある。	鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域（銃器）

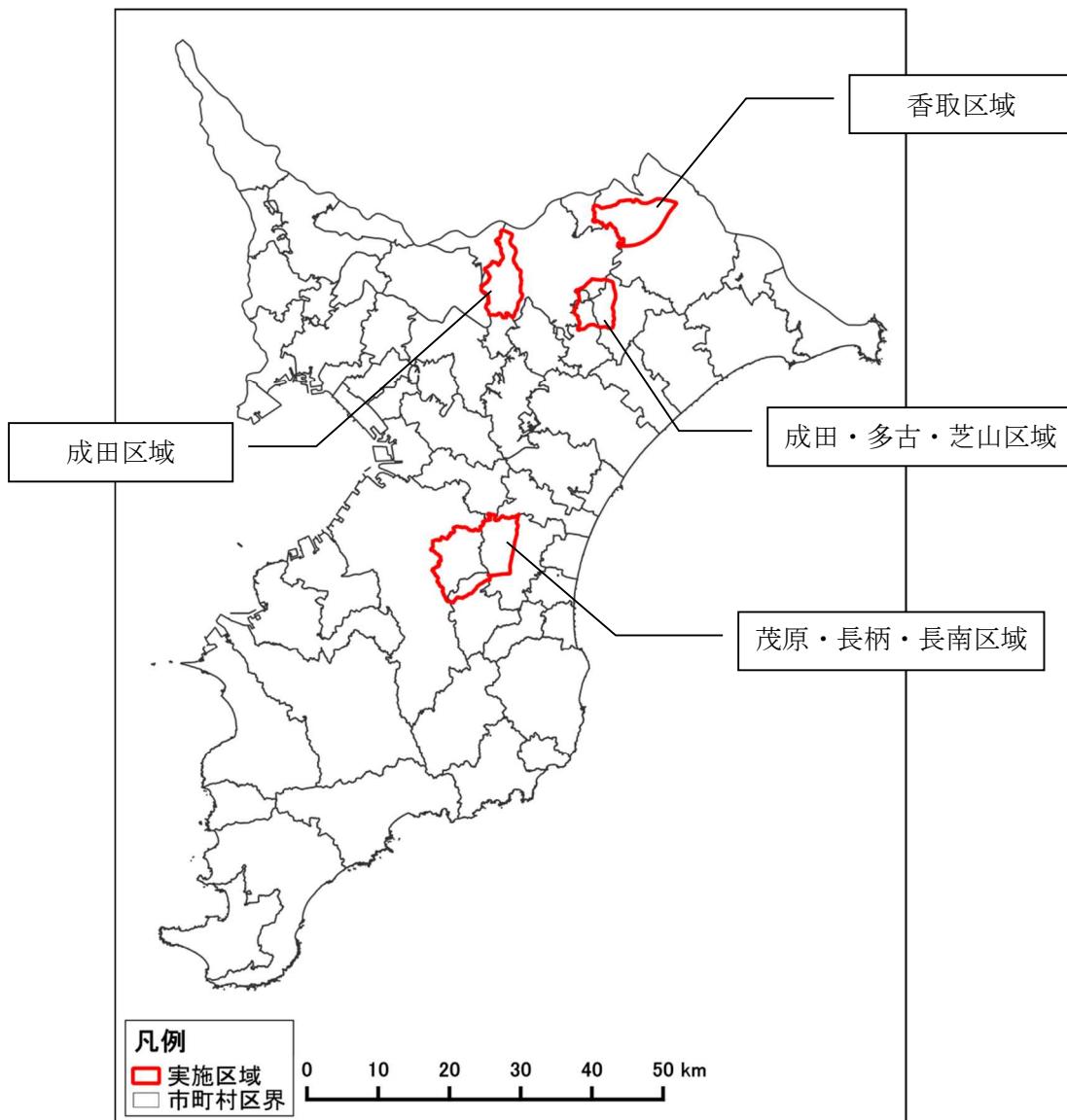


図1 実施区域図（全体）

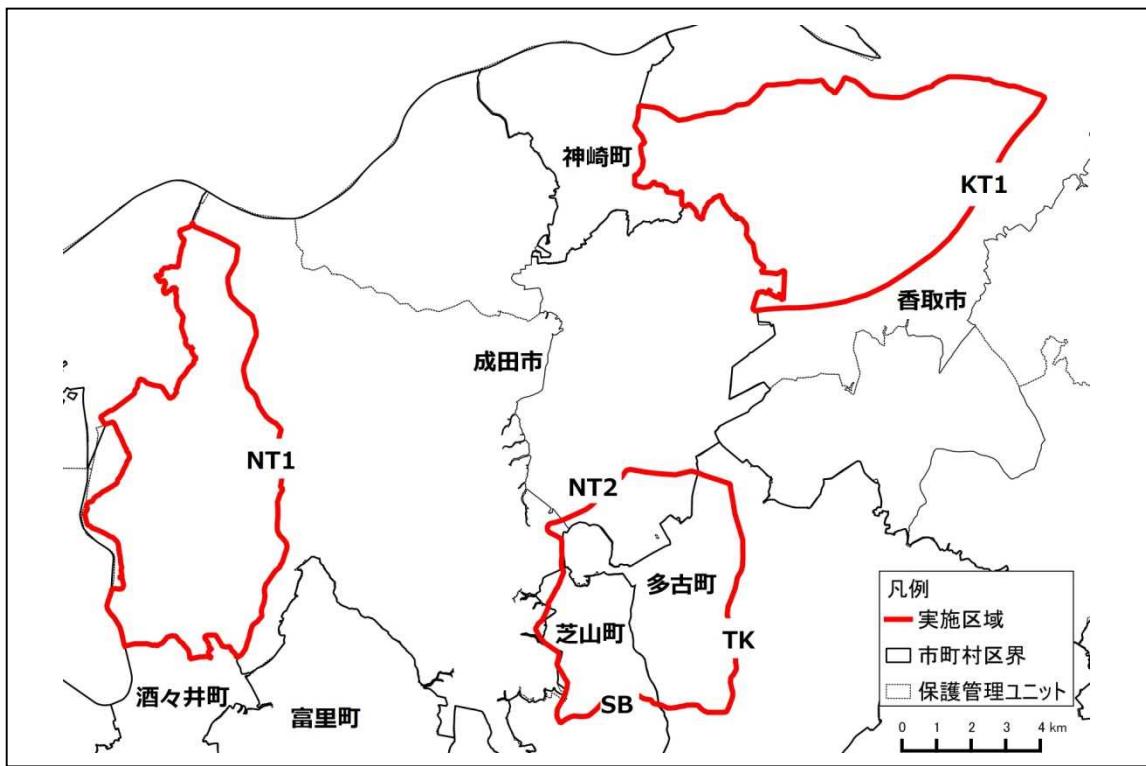


図2 実施区域図（成田地域）

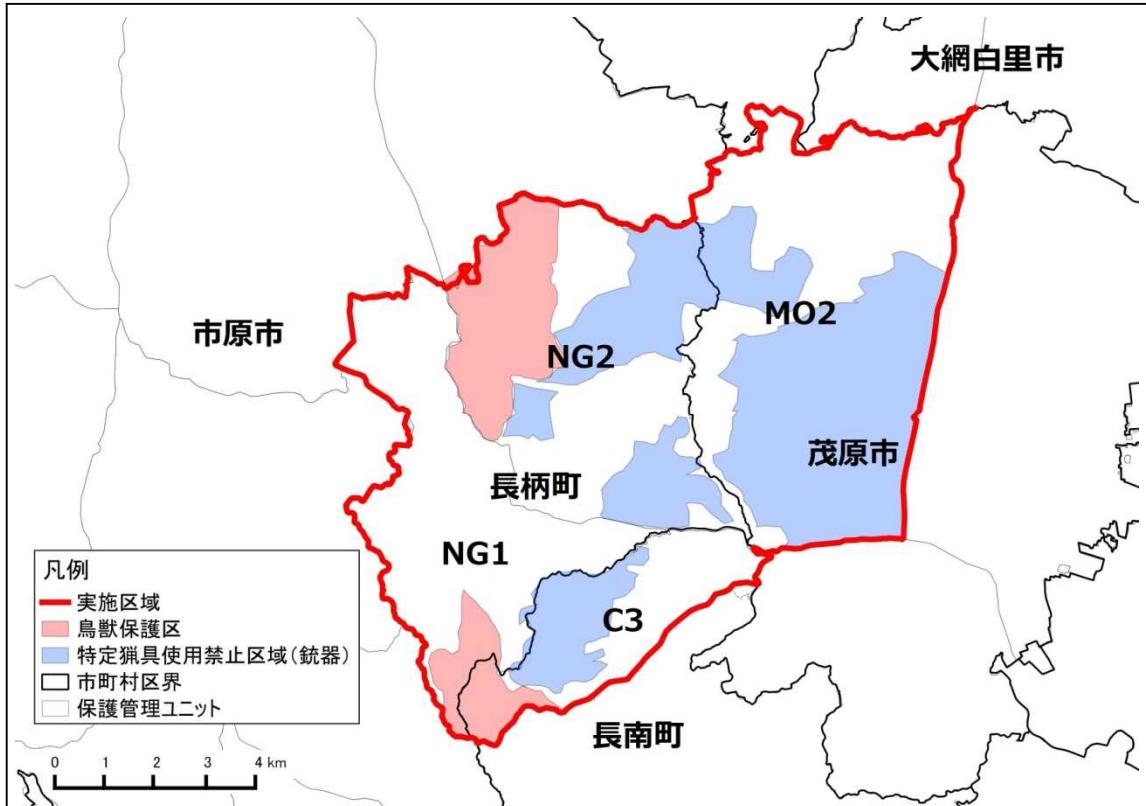


図3 実施区域図（長生地域）

※鳥獣保護区および特定獵具使用禁止区域（銃器）は、実施区域内のみ表示。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

(1) 成田地域

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
成田区域／成田・多古・芝山区域／香取区域	痕跡数の低減

※食痕（掘り返し跡）・糞・足跡・泥こすり跡・ヌタ場・獣道をイノシシの痕跡とした。

※平成28年度も同ルートで調査を実施し、痕跡数の増減を把握する。

(2) 長生地域

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
茂原・長柄・長南区域	痕跡数の低減

※3~4 km の調査ルートを設定・踏査し、片側 1m 以内で確認されたイノシシの痕跡を記録した。

※食痕（掘り返し跡）・糞・足跡・泥こすり跡・ヌタ場・獣道をイノシシの痕跡とした。

※平成 28 年度も同ルートで調査を実施し、痕跡数の増減を把握する。

※捕獲の効果を評価する際には、調査時の天候や痕跡の特性等を考慮し、評価に用いる痕跡の種類を選択する。



図4 実施区域内の痕跡数 (成田地域)

※図中の数字は痕跡数の合計を調査距離で除した値。

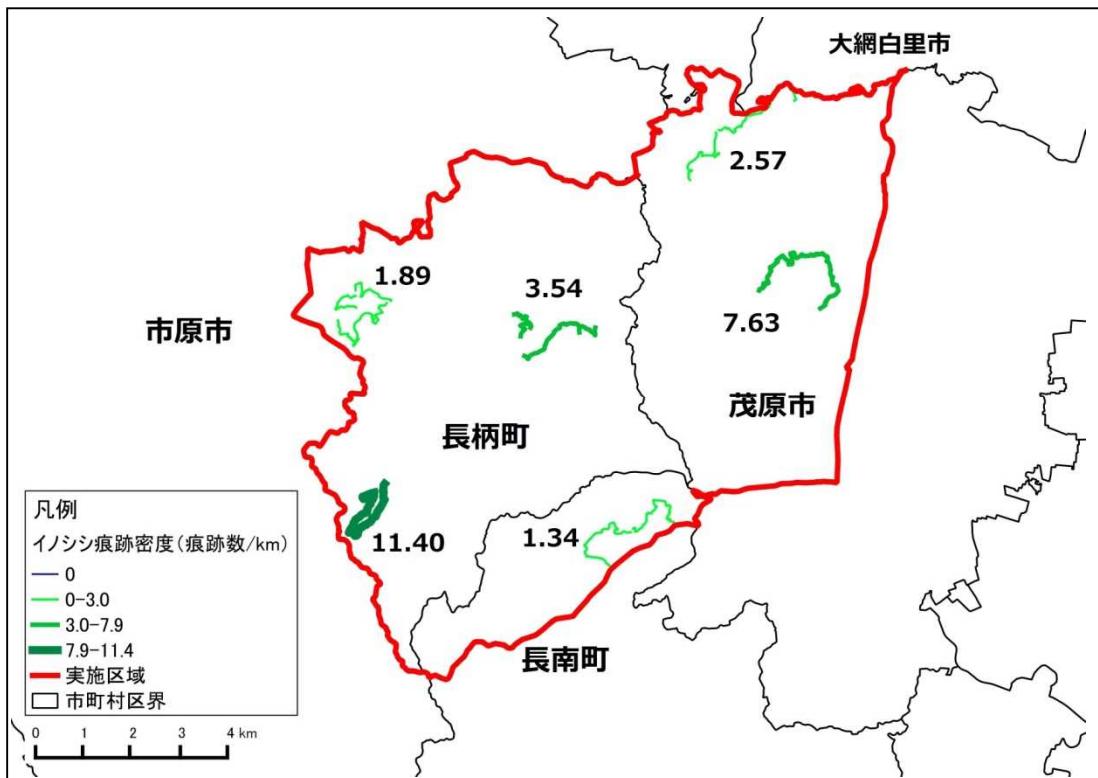


図5 実施区域内の痕跡数（長生地域）

※図中の数字は痕跡数の合計を調査距離で除した値。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

(ア) 成田地域

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
成田区域／成田・多古・芝山 区域／香取区域	わな猟(くくりわな) (箱わな)	20～30 15 箇所程度

※生息密度が低く、捕獲区域が3箇所に分かれていることから、適宜わなの設置箇所数を調整する。

(イ) 長生地域

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
茂原・長柄・長南区域	わな猟(くくりわな) (箱わな)	30 箇所程度

②作業手順

(ア)関係者との事前調整・作業実施の周知

捕獲の実施に当たっては、市町、土地所有者、住民、関係団体（猟友会等）と調整を図った上で、わなの設置場所等を決定する。また、作業の実施前に、実施区域内の関係者・関係機関および本県に入猟する狩猟者に対し、十分な周知を行う。

(イ)捕獲の実施

本事業は認定鳥獣捕獲等事業者等に業務委託し、イノシシの捕獲を実施する。事業受託者は、作業の実施前に十分な安全管理体制を整える。また、捕獲の実施に当たっては、わな設置地点の位置情報、周辺環境等の記録を行う。わなの見回り時は、対象種の誘引状況、わなの状況等の記録を行い、必要に応じて設置場所の移動、設置基数の変更等を行う。

(ウ)捕獲個体の捕殺、捕獲情報の記録

個体が捕獲されている場合は、事業受託者は安全に留意し止め刺しを行う（必要に応じて銃器を使用する）。捕獲個体については、捕獲年月日、捕獲場所、わなの種類、止め刺し方法、性別、齢クラス、体長、体重等を記録し、写真撮影を行う。捕獲個体は、実施区域の関係者と協議の上、埋設や焼却等適切に処理する。

(エ)錯誤捕獲の場合の対応

対象種以外の動物が捕獲される可能性がある場合には、事業受託者は予め捕獲許可を取得し、捕獲した場合は適切に処分する。特定外来生物が誤認捕獲された場合は、法律に基づき適切に処分する。

(オ)捕獲情報の収集および評価

県は、事業受託者から捕獲に係る各種記録を収集し、千葉県環境審議会鳥獣部会イノシシ小委員会の意見も踏まえ事業の評価を行う。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【事業主体】千葉県

【実施形態】委託

【委託範囲】イノシシの捕獲

【想定される委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者等、鳥獣の捕獲等に必要な安全管理並びに技能と知識を有し、本事業を適正かつ効率的に実施できることが見込まれる者。

【事業の実施体制】

捕獲実施時期が狩猟期間と重複するため、事故が起こらないよう安全管理には入念な注意を払う。県および事業受託者は関係者との連絡体制を整え、安全かつ効率的な業務遂行に努める。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・県および事業受託者は、事業を実施する前に、市町を通じて住民や関係者に対し事業内容について十分な周知を図る。周知の方法については、市町と協議した上で決定する。
- ・受託者は、事業実施区域に注意喚起看板を設置し、必要に応じて立入規制措置を行うことで住民の安全を確保する。
- ・自然観察会の散策コース等、地元住民以外が頻繁に入林する可能性が高い場合は、わなの設置を避ける等の配慮を行う。
- ・捕獲実施期間中は原則毎日の見回りを徹底する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・受託者は、捕獲事業者の証明となる従事者証を常に携帯する。
- ・墓地や社寺境内など人の出入りの多い場所には、わなの設置を控える。
- ・止め刺しで銃器を使用する際は、発砲回数を最小限にし、静穏の保持に努める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・連絡用無線機を使用する場合は、電波法令を遵守し、適切な使用に努める。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・くくりわな設置の際には、わな本体及びわな周辺部の見やすい場所に標識を設置する。
- ・埋設処分を行う際には、水源等への影響が無いように配慮する。

(3) 地域社会への配慮

- ・関係機関に対して、獣法、わな基數、設置場所、作業期間、実施人数等の詳細について情報提供を行い、地域社会との軋轢が生じないよう配慮する。
- ・地域関係機関に対して、捕獲の結果と評価を示し、本事業の必要性について理解が得られるよう努める。